

## 討 論

2012年7月3日

氏平みほ子

日本共産党の氏平みほ子でございます。

わたくしは、党を代表し、陳情19件及び発議4件について委員長報告の通りに決することに反対し、その主なものについて理由を述べます。

まず不採択と報告があった、陳情について、採択を求めます。陳情16号、24号、26号、29号、31号は、いずれも、国に対して総合福祉部会で18回にもわたり協議され、取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格提言」をしっかりと盛り込んだ法改正にしよう求めるものですが、6月20日に強行採決された障害者総合支援法は、「障害者の期待を裏切り、障害者や家族の声を反映した総合福祉部会の意見をほとんど反映していない」と怒りの声が上がっています。

この間、障害者自立支援法について違憲訴訟団と国の厚生労働省との「基本合意」では「多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」として、新法の制定を約束していたにもかかわらず、新法には障害が重いほど負担が重くなる「応益負担」が実態としてはなくならず、「介護保険優先の原則を見直す」という約束も果たされていません。障害者団体などから提出された陳情を不採択にすることは、多くの障害者の切実な声を踏みにじること以外なものでもありません。

次ががれきの持ち込みと、放射能汚染への不安を訴える陳情第47号、48号も、採択すべきです。

今回の震災で被害を受けた市町村では、平常時の一般廃棄物の数十年、数百年分にあたるがれきが生じました。がれきの存在は、住民の日常生活や観光の振興に暗い影を落とし、その1日も早い処理が復興の前提となっています。

しかし、宮城県議会で問題になっていることは、①がれきの処理が大手ゼネコン丸投げで、地元企業を排除する異常な発注の仕方であること。②はがれきの総量が当初の試算より、431万トンも大幅に減少し、広域処理要請344万トンを減少量が上回り、広域処理の根拠がなくなったにも関わらず、見直しがおこなわれないことです。受け入れを検討されている自治体も混乱しています。これは、国が最後まで責任を持って、迅速に対応しなければならない問題なのに地方に丸投げしているために、被災地も全国の市町村も混乱に陥っているのが現状ではないでしょうか。

次に放射能汚染の問題についてですが、私は、先般、長野県の松本市長、菅谷市長の講演を聞きました。甲状腺の専門医である氏は5年間、チェルノブイリで医療支援を行い、小児甲状腺がんの治療に当たられています。チェルノブイリでは、ただ1つ、放射

線の内部被ばくの影響と認められた病気が小児甲状腺がんであり、その発症は、事故前との比較で、72倍、高度汚染地域ではなんと130倍にも増えているのです。

氏は内部被ばくの怖さについて、語られました。食べ物や呼吸を通じて放射能物質は体内に蓄積され、蓄積された場所から放射線を出し、細胞を傷つけるのです。細胞を傷つけることで、がんが発生しやすくなります。ヨウ素はご存じのように甲状腺、セシウムは全身の筋肉、ストロンチウムは骨、プルトニウムは肺に蓄積され、決してなくならないのです。わずかな量でも、放射線は細胞が分裂する時に影響を与えやすいことがわかっていますので、細胞分裂が盛んな子供たちほど影響をうけるのです。子育て真最中のお母さんたちが神経質になるのは当たり前ではないでしょうか。成長が止まっている此処にいる私たちとはその影響は雲泥の差があるのです。よって、2つの陳情は採択するよう求めます。

次に継続審査となったいくつかの、陳情に関して採択を求める立場で意見を述べます。陳情第17号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を促す意見書ですが、ご存じのように、うつ病、引きこもり、認知症など精神疾患患者数は全国で300万人を超え、急増しており、年間3万人を超える自殺は精神疾患との関わりが大きいとされています。昨年、国においても4疾病に加え、精神疾患対策は重要な課題と位置付け、精神を加えた5疾病とされたところでもあります。また去る6月7日、多くの患者、家族、医療関係者が心の健康について総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の法制化を求め、国会に請願署名72万人分を提出しています。全国的にも22の都道府県議会が意見書を採択し、2月議会で県内14自治体が採択しています。岡山県議会でもただちに採択すべきと主張いたします。

最後に発議4件について、意見を述べます。

外交問題に関わる発議(尖閣諸島問題と、北朝鮮の拉致問題)ではありますが、わが党は自民党案、民主県民クラブ案のいずれにも反対であります。

尖閣諸島の問題では、「日本は、日清戦争に乗じて尖閣を不当に奪った」と言う中国側の主張に対して、日本共産党は日清戦争の講和を取り決めた下関条約と、それに関連するすべての交渉記録を詳細に分析し、「日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による台湾、澎湖列島の割譲と言う侵略主義、領土拡張主義とは性格がまったく異なる、正当な行為であり、尖閣諸島は明確に日本の領土である」と、中国側にきっぱり表明いたしました。わが党の態度は、歴史と事実に基づく根拠を明確に示し、粘り強く相手国や国際社会に訴えていくことであり、緊張を高める対応は避けなければなりません。話し合いで平和的に解決する努力を双方ですることです。北朝鮮の拉致問題についても、現時点で唯一の話し合いの場として設けられた6ヶ国協議の再開を粘り強く求めることが必要であって、「強い圧力を懸ける」と言う対応では決して解決しないと考えます。従って、4件の発議については反対いたします。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。